

改正

令和2年3月19日下水道事業管理規程第1号

令和5年3月27日下水道事業管理規程第3号

令和6年3月29日下水道事業管理規程第2号

令和7年3月14日下水道事業管理規程第4号

三次市下水道事業等構想策定検討委員会設置規程

(設置)

第1条 三次市污水適正処理構想及び三次市雨水管理総合計画（以下「三次市下水道事業等構想」という。）を策定する上で、他の制度、政策との調整を図り、必要となる事項を検討するため、三次市下水道事業等構想策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 汚水処理に係る将来的な整備方針に関する事項
- (2) 各地域の汚水処理の方法及びエリアの設定に関する事項
- (3) 雨水処理に係る将来的な整備方針に関する事項
- (4) 公共下水道エリアにおける雨水処理の方法及びエリアの設定に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、三次市下水道事業等構想に関して必要な事項

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が任命する。

- (1) 建設部担当副市長
- (2) 総務部長
- (3) 経営企画部長
- (4) 地域共創部長
- (5) 産業振興部長
- (6) 建設部長
- (7) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める者

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、建設部担当副市長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を求めることができる。

(報告)

第7条 委員会は、検討の結果を管理者に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、建設部下水道課において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月19日下水管規程第1号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月27日下水管規程第3号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日下水管規程第2号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月14日下水管規程第4号)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。